

# 大垣市観光・シティプロモーション推進事業募集要項

## 1 趣 旨

本市の歴史・文化、自然等の観光資源を掘り起こし、観光のまちづくりを推進していくため、観光関係団体や市民活動団体等が、地域の魅力を生かした事業を実施し、提案団体と市が互いに協力・連携しながら観光都市イメージの高揚と交流人口の増加、地域の課題を効果的に解決するとともに市民の観光に対する理解の促進を図ります。

## 2 実施主体

事業の主催者は市とし、主管は事業の企画運営を受託した団体（以下「受託団体」という。）とします。

## 3 対象事業

提案の対象となる事業は、市民団体等が実施する観光事業で、次の各号のいずれにも該当するものとします。

- (1) 市民団体等が実施する観光事業で、大垣市の都市イメージが高められ、集客、交流人口の拡大につながる事業で他の公的助成を受けていないもの
- (2) 年度内に事業実施および事業報告、並びに事業収支決算を行うことができる事業
- (3) 市民団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等を生かした、新しく実施する事業
- (4) 予算の見積もり等が適正であり、提案した市民団体等が実施することが可能な事業

## 4 応募することができる団体

応募できる団体は、市民団体等とし、次のいずれかに該当する団体とします。

- (1) 市民活動を行うことを主たる目的とし、次のいずれにも該当する団体
  - ア 5人以上の会員を有し、代表者を含め3人以上の役員を有すること。
  - イ 主に活動が市内で行われていること。
  - ウ 市民に開かれた団体であること。
  - エ 代表者及び運営方法が規約等で定まっていること。
- (2) 第1号に規定する団体を含む複数団体
- (3) その他市長が特に認めた団体

## 5 事業の実施期間

令和8年 6月 1日（月）～令和9年 3月15日（月）

## 6 委託金額

市から受託団体への委託金は、1事業につき45万円を上限とします。

なお、委託金の対象となる経費は、事業の運営に要する経費のうち、次に掲げるものとします。ただし、受託団体の会員への支出は、対象外とします。

経費項目	助成対象となる経費の例
(1) 費用弁償	講演会・研修会の講師等に支払う旅費及び宿泊費
(2) 謝金	講師等への謝礼金
(3) 委託料	専門的な内容を会員が直接実施せず、他の者に委託する経費
(4) 消耗品費	活動に必要な最低限の事務用品や3,000円未満の物品
(5) 印刷製本費	パンフレット等の作成や写真の現像・焼付代など
(6) 使用料及び賃借料	会場（公共施設を使用してください）借上料、機器借上料等
(7) 通信運搬費	郵便料（切手、はがき代）や運搬料
(8) 保険料	イベント保険やボランティア保険等の掛金
(9) 手数料	登録等各種証明手数料
(10) 原材料費	原料又は材料に必要な経費
(11) 事務局費	事務局費を除いた委託金額の10%以内

## 7 企画提案書の提出

企画を提案する団体については、大垣市観光・シティプロモーション推進事業企画提案書（第1号様式）と見積書を市役所商工観光課へ郵送又は直接提出してください。

## 8 決定通知

委託先及び委託金額の決定は、決定通知書にて通知します。

## 9 委託金の支払

事業完了後に事業完了届を市へ提出していただくと、市は内容を確認し、委託金確定通知書を送付します。それに基づいた交付請求書を市へ提出していただいた後に支払います。

ただし、事業の実施にあたり、先立って資金が必要となる場合は、委託金額の2分の1を上限とし事前に支払います。

## 10 審査

次の評価項目に基づき、審査を行い委託先及び委託金額を決定します。

### 【審査評価項目】

審査項目	審査の着眼点
団体概要	<input type="checkbox"/> 事業を実施するうえで、組織体制が整っているか <input type="checkbox"/> 同種又は類似イベントの経験があるか
ねらい	<input type="checkbox"/> 見学者、参加者等のターゲットが設定されているか <input type="checkbox"/> 開催日以外への波及効果が見込めるか
事業内容	<input type="checkbox"/> 開催場所が広く活用されるよう工夫されているか <input type="checkbox"/> 活動内容が具体的に計画されているか
運営方法等	<input type="checkbox"/> 予算は具体的かつ適正にたてられているか <input type="checkbox"/> 安全対策が適切に考慮されているか
効果性	<input type="checkbox"/> 効果の広がりが期待できるか
公平性	<input type="checkbox"/> 事業が広く市民に開かれているか
その他	<input type="checkbox"/> 市の支援を受ける事業や審査対象とされた事業ではないか

## 11 実績報告書等の提出

- (1) 受託団体は、事業完了後14日以内に完了報告書を提出していただきます。
- (2) 完了報告書には、活動実績書（活動記録写真やチラシ等の成果物）及び収支決算書（全ての領収書（コピー可））を添付していただきます。

## 12 スケジュール

- (1) 提案受付 令和8年 4月 1日（水）～令和8年4月24日（金）
- (2) 提案審査 令和8年 5月15日（金）
- (3) 結果通知 令和8年 5月19日（火）
- (4) 交付申請 令和8年 5月21日（木）～令和8年5月22日（金）
- (5) 交付決定 令和8年 5月25日（月）
- (6) 事業実施 令和8年 6月 1日（月）～令和9年3月15日（月）
- (7) 完了報告 事業完了後14日以内に完了報告書を提出